

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

*学校において感染拡大防止の為、以下の内容についてご一読いただき、ご協力をお願いいたします。

お願い

- ① 児童生徒の健康観察(毎朝の検温及び風邪症状の確認)を徹底し、体調不良が認められる場合は、登校を控え、学校に連絡してください。
- ② 同居家族の健康観察についても徹底し、「同居家族に発熱等の風邪症状がある場合」や「同居家族がPCR検査を受けている場合」等は、登校を控え、学校に報告してください。(詳細は裏面参照)
- ③ ご家庭での手洗いや咳エチケット(マスク着用)等の感染症予防対策の徹底をお願いします。

出席停止期間について

飯能市では、ウイルスを学校に持ち込まないためにも、児童生徒本人及び保護者や同居するご家族に症状があった場合は出席停止の措置を設けております。出席停止の基準は以下のとおりです。

児童生徒について

状 態	出席停止の基準
発熱等の風邪症状が見られるときや体調不良の場合	治癒するまで
濃厚接触者となった場合	保健所から指示された日まで
陽性者となった場合	保健所から指示された日まで
新型コロナウイルス感染症に関する検査を受けた場合	結果が出るまで

保護者や同居する家族について

状 態	出席停止の基準
発熱等の風邪症状が見られるときや体調不良の場合	治癒するまで
濃厚接触者となった場合	保健所から指示された日まで
陽性者となった場合	保健所から指示された日まで
新型コロナウイルス感染症に関する検査を受けた場合	結果が出るまで

*出席停止ではありませんが、登校後に、本人及びご家族に発熱等の風邪症状があることがわかった場合は、家庭に連絡のうえ早退することになります。(兄弟姉妹も同様に早退していただきます。)

<参考資料> 飯能市新型コロナウイルスに関する出席停止について(令和2年2月)

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3Ver.5)

県立学校版 新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインVer.5(令和3年1月13日)

1. 同居家族に風邪症状による体調不良が認められる場合

同居家族の症状が重症である場合や新型コロナウイルス感染症にかかっている恐れがある場合は、原則として、体調が回復し安全が確認されるまでの間(「症状が回復している」又は「PCR検査の結果が陰性である」等)、児童生徒本人の登校を控えてください。

同居家族に発熱等の風邪症状による体調不良が認められる場合
(本人(児童生徒)の体調は良い場合)

同居家族がPCR検査を受けている

同居家族のPCR検査の結果がわかるまで学校を休む。(出席停止扱い)

同居家族のPCR検査の結果が陰性

本人の体調が良ければ登校ができる。

同居家族のPCR検査の結果が陽性

児童生徒本人が濃厚接触者となるため、保健所から指示された期間を休む。(出席停止)

同居家族がPCR検査を受けていない

同居家族について
・受診して医師の指導を受ける。

体調が回復し、その安全性が確認されるまでの間、本人の登校は控える。(出席停止)

体調が回復し、その安全性が確認できた場合、本人の体調がよければ登校ができる。

2. 同居家族が濃厚接触者となりPCR検査を受けている場合

同居家族に発熱等の風邪症状がなくても、PCR検査の結果が判明するまでは、登校を控えてください。PCR検査の結果が陰性と判明した場合は、児童生徒本人の体調が良好であることを確認した上で、登校を再開してください。

同居家族に発熱等の風邪症状がなくても濃厚接触者となりPCR検査を受けている場合 (本人(児童生徒)の体調が良い場合)

同居家族のPCR検査の結果がわかるまで学校を休む。(出席停止)

同居家族のPCR検査の結果が陰性

本人の体調が良ければ登校できる。

同居家族のPCR検査の結果が陽性

本人が濃厚接触者となるため、保健所から指示された期間を休む。(出席停止)